

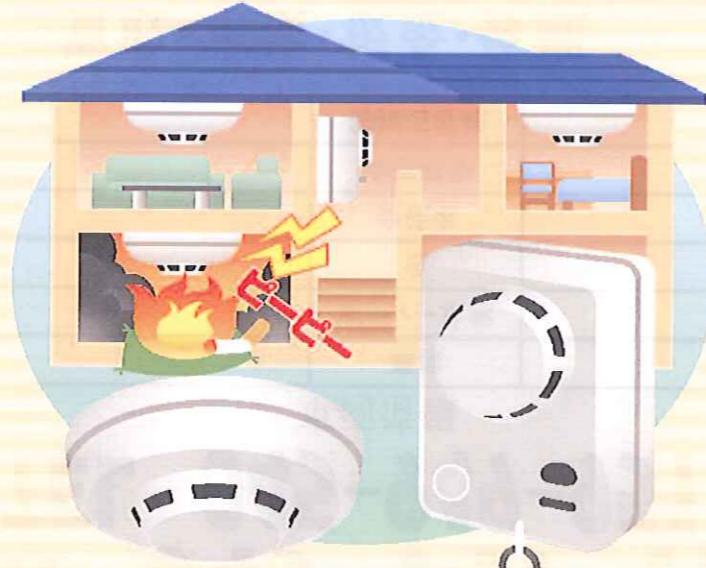
すべてのご家庭に

住宅用火災警報器を設置し

住宅火災から家族の「命」と「財産」を守りましょう！

平成16年6月に消防法が改正され、住宅火災での逃げ遅れによる死者の低減などを目的に、すべての住宅に住宅用火災警報器を設置することが義務づけられました。

住宅に防災警報器の
設置が義務付けられました



■設置の義務はいつから？

新築住宅……平成18年6月1日から

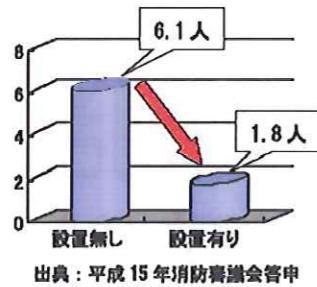
既存住宅……平成23年6月1日から

★大切な「命」や「財産」を守るために、早期に設置しましょう！

■なぜ消防法が改正されたの？

- 1 全国の住宅火災による死者数(放火自殺者を除く)は、近年、増加傾向で推移し建物火災による死者数の8~9割占めています。
特に、平成15年中の同死者数は、昭和61年以降17年ぶりに1,000人を超え、住宅火災で亡くなった方の約7割が「逃げ遅れ」で、より早く火災の発生を知つていれば助かった方も多いと思われます。
- 2 近年の主な建物用途別にみた火災100件当たりの死者数は、消防用設備の義務化が図られている物販店舗やホテルなどと比べ、住宅は5倍程度多く発生しています。

■住宅用火災警報器を設置した効果は？



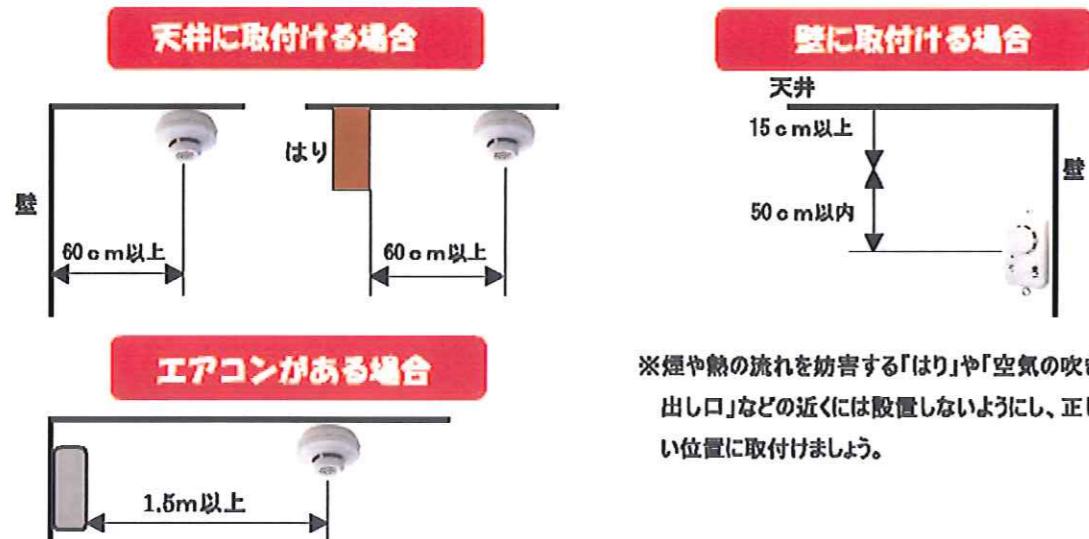
住宅火災で亡くなった方の多くは逃げ遅れによるものです。

住宅用火災警報器を設置することにより、火災を早期に発見することができ、大切な「命」や「財産」を火災から守ることに、つながります。

住宅用火災警報器を設置した場合、住宅火災100件当たりの死者数は、設置していない場合に比べ1/3となるデータがでており、住宅火災による死者数が激減しています。

出典：平成15年消防審議会答申

■取付ける位置は？



■どこで売ってるの？

消防用設備取扱店やメーカーのホームページなどでも購入できます。
ホームセンターなどでも取り扱っているところもあります。
購入するときには、NSマーク(日本消防検定協会の鑑定合格証)
が付いているものを選びましょう。

※(社)日本火災報知機工業会のホームページにも、購入先が掲載されています。

http://www.kaho.or.jp/alarm_for_home/index.html



器具本体に貼付してあります。

住宅用火災警報器って？

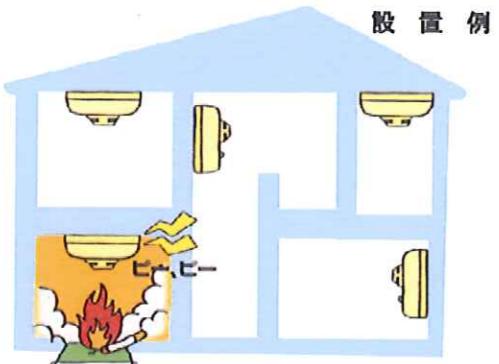
火災発生時の煙や熱を自動的に感知し、いち早く警報音（音声）で知らせてくれる装置です。

◆ 住宅用火災警報器

火災による煙や熱を自動的に感知してブザー
や音声で火災の発生を知らせてくれる器具で、
誰でも簡単に取り付けることができます。



⑤ 住宅用火災警報器には、さまざまな タイプがあります。



■ 感知方式

● 煙感知タイプ

寝室・階段室・廊下・台所などに設置することができます。

● 熱感知タイプ

台所には設置することは可能ですが、他の場所には設置できません。

※ その他、ガス漏れ警報機との複合タイプもあります。

天井取付け型



■ 設置方式

- 壁掛けタイプ
- 天井取付けタイプ
- 壁、天井兼用タイプ



■ 電源方式

● 電池タイプ

取付けは簡単ですが、定期的に電池を交換する必要があります。電池寿命は商品により、約1年～10年とさまざまです。

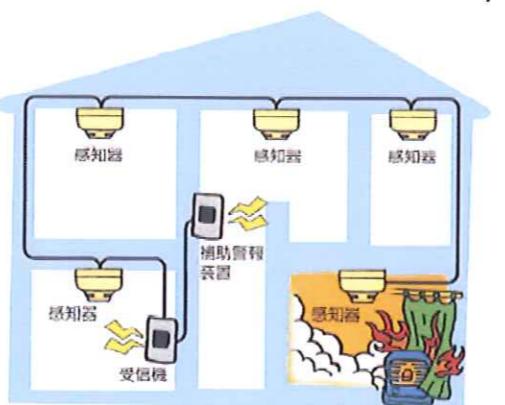
● A C電源タイプ

配線工事や取付け位置付近に、コンセントを必要とします。

◆ 住宅用火災報知設備

それぞれの部屋に設置された感知器と受信機をつなぎ合わせたものです。

火災を感知した感知器からの信号を受けて、受信機が火災を知らせます。（感知器自体は警報を発しませんので受信機から離れた部屋に火災を知らせる「補助警報装置」を取り付ける必要がある場合があります。）



※電気配線工事が伴いますので、取り付ける場合は専門の方に相談して下さい。

警報器設置例早見表

凡例:

- 住宅用火災警報器（煙）
- 住宅用火災警報器（煙又は熱）

1階建て



2階建て

●寝室: 1Fのみ



●寝室: 2Fのみ



●寝室: 1F・2F



3階建て

●寝室: 1Fのみ



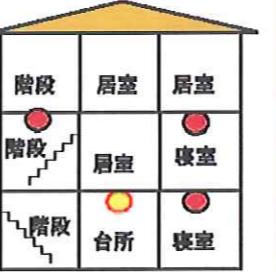
●寝室: 2Fのみ



●寝室: 3Fのみ



●寝室: 1F・2F



●寝室: 1F・3F



●寝室: 2F・3F



警報器の設置がない階で居室
が5以上ある場合



備考: 1 寝室と台所には、必ず設置することとなります。

2 居室とは、7m²以上を指します。

☆強引な訪問販売等のトラブルには注意しましょう！

「消防署から取り付けに来た」や「この住宅用火災警報器でないとだめ」などと、強引に購入を勧める業者には注意して下さい。

万一、このような悪質訪問販売にあった場合は、お近くの消防署か横須賀市消費生活センターにご連絡下さい。

※契約した日を含めて8日間以内はクーリングオフができます。

お問い合わせ先	横須賀市消防局指導課 予防担当	821-6465(直通)
	中央消防署 予防担当	820-0121(直通)
	北 消防署 予防担当	861-3972(直通)
	南 消防署 予防担当	833-1276(直通)
横須賀市消費生活センター		821-1314(直通)